

延享元年江戸買米令史料

—白木屋文書による—

林 玲 子

享保期に顯著となる「米価安の諸色高」という状況に対し、幕府は物価対策のため江戸における問屋仲間の結成を計つたり、商品流通ルートや流通量の調査を行なう一方、米価を引上げる方策として大量集散地における買米を民間で行なわせることを始めた。享保一六年（一七三一）、大坂において六〇万石の買米を富商や三郷町々に分担せしめ、さらに享保二〇年、二一年、延享元年（一七四四）と大坂では買米令が頻発された。これに対し、江戸では延享元年に最初の買米令が発せられている。従来の研究史では、延享元年九月一日に江戸の米問屋・米仲買・地廻り米問屋一〇七名（本庄栄治郎著『徳川幕府の米価調節』では一〇九名となっているが、土肥鑑高氏は「享保撰要類集」にもとづき、一〇七名としている。）に対し、一〇万五五〇〇石の買米を命じたとされている。土肥鑑高「享保期の江戸町人」（西山松之助編『江戸町人の研究』第一巻）では、最高五〇〇〇石四名、二五〇〇石五名、二〇〇〇石一名、一五〇〇石四名、一〇〇〇石二〇名、九〇〇石二名、七〇〇石一八名、三〇〇石二名、二〇〇石二一名、一〇〇石一名の米商人名があげられており、延享段階においては一応これらの商人が江戸における富有名層として分析がなされている。

しかし、江戸での買米令はこの一〇万石余で終わったのではないか。江戸日本橋に呉服・小間物を扱う問屋として大をなした白木屋は、京都に本店がある江戸店であったが、買米令の対象となりそれに関する一連の史料を遺している。本稿は東京大学経済学部所蔵「白木屋文書」中の買米令史料を紹介し、
 (1) 買米令実施の具体的経過
 (2) 幕府の江戸富商に対する態度
 (3) 白木屋の対応

などの諸点を明らかにすることを目的とする。なお、各史料の表題、読点は筆者の判断によって付したものである。

延享元年九月二二日、白木屋彦太郎を含む五名の商人に対し、翌二三日に江戸町奉行所へ出頭すべしという配符が回った（史料1）。白木屋江戸店支配役筆頭の林田太郎右衛門他二名が出頭すると、差紙の五名にさらに四名を加えて九名の者が呼び出されていた。そのなかには、両替商である三谷三九郎・海保半兵衛が含まれている。町奉行から九名に対し、買米令を出す理由が説明され、白木屋に対しては江戸店であることを考慮して買米高を命じる旨が付け加えられた（史料2）。翌二四日には買米金高が九名それぞれへ封書で指示され、白木屋には金三〇〇〇両分が割当てられた（史料3）。前述の米商人に対する指示石高では最高が五〇〇〇石であり、次が二五〇〇石であって、白木屋に対する割当額はかなり高く位置づけられていたといえよう。しかも、京に本店のある江戸店ということを考慮しての金額であるというのだから、他の者はこれ以上回る割当額を受けさせられた可能性が強い。

白木屋江戸店から京都本店へ二四日にはさらに詳しい書状が登された（史料4）。それによると、町奉行は將軍の膝元である江戸の商人が大坂町人に劣ることはあるまいと、江戸町人の競争心をかきたて、二、三日中に買米を始めるよう督促している。白木屋ではこれまで数年来飯米を買入れていた小綱町の米問屋湯浅屋与右衛門と相談し、買米をすることにしたが、店の営業状況が益後はかばかしくなくて、金子の余裕がなく苦労する。そのため江戸店の宰領で行なう田舎買物＝関東織物の買付けや、京都への登せ金を一時中止するかもしれないと断わっている。なお、町奉行所では江戸の富裕町人を調査する意図もあつてか、町内の地屋敷所有分を書出させていることが注目される。

九月二六日までに九六一石余の買米を行なった白木屋は、借り蔵に藏詰めを行なつた上、米俵数、代金高を町奉行所に届け出た（史料5、史料6）。奉行所からは役人が出張し、米藏を調べて封印を行ない、白木屋や藏主・名主・五人組連印の証文をとっている。なお、九名それぞれに渡した買米割当金高の書付けは決して他見させぬよう繰返し注意しており、これが延享の江戸買米令の全貌を把握できなくさせた一因であったと考えられる。

一〇月に入つても買米は続けられ、そのたびに白木屋では書付差出しを行なつた（史料7、史料8）。一〇月一日には九月二三日に呼び出された九名がまた町奉行所へ出頭を命ぜられている（史料9）が、同一五日にはその九名のなかの白木屋彦太郎・万屋伊右衛門・成井善三郎の三名及び他の五名、合わせて八名が翌日五ツ時までに永代橋の向いにまかりでて、買米書付けを役人に差し出すことを命ぜられている（史料10）。すなわち、買米令は米問屋・仲買及び九名の富商からさらに範囲が拡大されたのである。それを推測させるのが、史料11「四六名前書付」で、この中には史料10の八名の中にある中里清左衛門・水野平八の二人が含まれている。なお、史料23「買米覚書」によると、白木屋たちが買米を命ぜられた後、「其後又江戸内証宣者御吟味之上、四拾三人被為仰候」と、四六名に近い人数の者が追加されたらしい。書付の四六名のなかには、大伝馬町一丁目の木綿問屋である川喜田久太夫・田端屋次郎左衛門・小津清左衛門・長谷川次郎兵衛・白子屋七右衛門などや、白木屋も所属している三拾軒組（呉服・小間物諸色などを商う問屋の仲間で通町組・内店組両組を合わせたもの）参加の大和屋四郎右衛門・岸部屋藤右衛門・両替商の三谷勘四郎・村田七右衛門、享保期以降金融業を開業し、寛政期には勘定所御用達に登用される仙波太郎兵衛などが含まれている。ただ、米問屋であり一五〇〇石の買米割当をすでに九月一〇日にうけている湯浅屋与右衛門が含まれているのが不審である。

この中の一人、川喜田久太夫江戸店の勘定書類の一つに、延享元年分の「利金帳」（三重県津市石水文庫所蔵）があり、他の年には見られない項目として「買置米藏敷小遣共、金拾四両、銀拾三匁五分」という記載があり、白木屋の払った蔵敷料と比較しても相当数の買置米があつたことが推測されるのである。他の年次の「利金帳」には同種類の記述がないことや、店の飯米とは思えぬ大量の買置米の存在からみて、川喜田にも白木屋と同じく買米令が発せられ

たと考えてよからう。

一〇月一七日に行なわれるはずであつた藏見分は一八日に延期（史料12）となつたが、まだ割当額三〇〇〇両には及ばなかつた。白木屋も金詰りとなり、京本店への登せ金もできず（史料13）、田舎買物も控えていたところ、本店からは登せ金は延引しても良いから、田舎買物は相応にするようにといつてきた（史料14）。幕府から始めて命ぜられた個別商人への御用とあつて、京店・江戸店ともに緊張して買米遂行に務めてはいるが、本業である呉服商売に支障を来たすことのないよう留意している姿勢が窺える。またそれだけの余裕を京店は持つていたのである。

一〇月半ばまでに二一七八石余、二三〇二両余の買米をした白木屋は、あと七〇〇両ほどで割当に達することを町奉行所に届け（史料15）、一一月に入つて一六九石余、一七〇両余を買つた（史料16）ところで、同月一八日に買置米を差免じる旨の申渡しを受けた（史料17）。年貢米収納期に入り、武家払米を行なうのに、米売買や藏使用に支障を来たす買置米の存在は、米価値上げのためとはいゝ邪魔となつてきたのである。藏の封印をとくため、申渡し後すぐに町奉行所から役人が派遣され、翌日にかけて白木屋の借り蔵も全部解印された（史料18）。極めて迅速な処置がとられたのである。しかし、売買自由となつても、江戸市中に米がだぶついているわけであるから、当分売りさばく見込みが立たず、白木屋ではその処置に悩まされる。また商売の方も、相応に客があつても余り売高はあがらず、溜り金が少ないことに苦慮していることが書状から読みとれる（史料19、史料20）。

翌延享二年、白木屋は前年の買置米を売払い、一七〇三両余を得た（史料21）。町奉行所への買米報告を合計すると、買米金額だけでも二四七三両弱となるから、その他の諸経費も含めて大分の損失を出したことになる。それを取返すためか、同時に米売買を別に行ない、一〇四両余の利益を上げた（史料22）。当初の買米令発令から最後の米売買までをまとめた史料23「買米覚書」では、差引七四三両余の損失となつてゐる。武士階級の利害から発した買米令は、米売買を本業とせぬ白木屋に結果的にはかなりの損失を与えたのであるが、白木屋がわも米価の変動を利用してその被害を軽くするような措置をとつており、その点では投機的な商行動に手を染めたといつてよからう。

なお最後に、従来の研究史では米問屋・米仲買など米商人のみを対象にした

延享元年江戸買米令史料

とみられている買米令が、両替商・呉服問屋・木綿問屋など、一七世紀後半ごろから台頭してきた商人層へも及んだとみられること、そのなかには江戸に本拠を持つ者だけではなく、京都や伊勢に本店を持つ上方商人の江戸店も含まれていたこと、さらに一九世紀と異なり、問屋仲間としてではなく個別商人として富商が指名されたことなどを指摘して解題の筆を書きたい。

1 町奉行所への出頭差紙（延享元年九月二二日）

三谷三九郎

海保半兵衛

那波屋九郎兵衛

白木屋彦太郎

万屋伊右衛門

メ九人

右之通段々御呼込在之候而

能勢甚四郎様

鳴長門守様

右兩御奉行様御立合ニ而能勢甚四郎様被仰渡候ハ

一米相場下直ニ付、武家之難儀町人も商内無之由、依之先達而大坂・堺・京・
大津之有徳之町人共米買入之儀被仰付、御当地にて茂川岸八町其外米問屋共
へ買入之儀申付候へ共、今以墓々敷出不申候ニ付、吟味之上其方共へ被仰付

候間、隨分出情いたし米買入候様ニ可仕旨、尤員數之儀ハ追而被仰渡候御旨
被為仰付候、御当地御膝本ニ罷有候町人ニ付、ケ様成御用茂被仰付候御義ニ
候間、難有奉存隨分出情いたし買入候様ニ被為仰渡候、皆々奉畏候旨御請申
上候、然ル所長門守様被仰出候ハ、彦太郎義ハ京住之事三候へハ京都ニ而も
被仰渡、左候へハ京江戸両方ニ而ハ金子廻り兼難儀可致候、其御心入も可有
之候間、左様ニ相心得可申旨分而被為仰渡難有御義奉存候、右之通被為仰渡
皆々日暮方ニ罷帰り申候、尤今日早朝より江戸中米問屋仲買搗米ヤ衆夥敷れ
召出し、御白洲江御呼込被差置候而其場ニ而右九人別ニ右之趣被為仰渡候、
尤員數之儀ハ明日五ツ時御書付を以可被仰付間可罷出旨被為仰渡候間、委細
之儀ハ明日御書付頂戴仕候而以早便御様子可申上候間、左様ニ御心得被遊可
被下候、右之段御知らせ為可申上候、如此御座候、恐惶謹言

右之者共明廿三日九ツ時、能勢甚四郎様御番所へ無遲々自身罷可出候
右之通御配符廻り申候付、則今日九ツ前太郎右衛門并五兵衛作左衛門罷出候
處、七ツ時分ニ御呼込在之候、尤昨夜御配符之者五人ニ而御座候所、外ニ御
書付廻リ申候哉御呼込之人數

白木屋彦太郎

三谷三九郎

海保半兵衛

那波屋九郎兵衛

万屋伊右衛門

村田次兵衛

成井善三郎

冬木喜平次

冬木小平次

九月廿三日

八郎右衛門
喜兵衛
太郎右衛門

白木屋

勘右衛門様

重右衛門様

文右衛門様

太右衛門

被遣候而御改、藏江封印可被遊御旨被仰渡候、尤大坂表之儀ハ右米買入之義被仰渡候後余程相庭引上ヶ候へ共、當御地之義ハ墓々敷相庭出不申義、御当地御膝元二而広ク商壳致候町人、大坂町人ニ劣候事ハ有間鋪被思召候間、其方共隨分情出し買入候而米相庭引上ヶ候様ニ可仕旨被仰渡候

3 買米令書付写（延享元年九月二十四日）

此度被仰付御買米御書附

能勢甚四郎様より頂戴之仕候

子九月廿四日朝四ツ時

御町奉行

御町奉行

林田太郎右衛門

茅場町 冬木喜平治
両替町 三谷三九郎

金三千両分

右金高之米買置可申候、買取候ハ、俵數石高書付致封印可差出之、其節改之役人可遣候、尤金高并俵數石高之儀、兄弟親類知音之者江戸致沙汰間敷候、右米壳払候儀者追而可及沙汰事

4 白木屋江戸店書状控（京本店宛、延享元年九月二十四日）

子九月廿四日上ス

早便

早便二筆啓上仕候、先以其御地御別条無御座、旦那様益御機嫌能被為成御座、各様弥御安康之御旨承知仕、目出度珍重之御儀奉存候、当方御店別而相更儀無御座、衆中私共無異相勤申候間、乍憚貴意安御思召可被下候一昨廿三日晚出早便書狀以申上候御公邊之御儀、則今朝五ツ時能勢甚四郎様御番所江戸出申候所、昨日被為召出候九人江戸銘々壹通宛御書附御封印二而御渡し被遊、一切他見仕間敷旨被仰渡、二三日中ニ先々金子有合次第隨分出情米買入致、右米俵數金高書付封印仕御番所江戸相訴可申上旨、其節御役人衆

右之通御座候、尤九人之内八人ハ御当地住居之御方故、自身罷出被申候、御店之儀ハ太郎右衛門罷出候、右被為仰渡候御義御意重ク御座候得ハ、昨日ハ御請申上罷歸候而、手前御義ハ出店之御事ニ候ハハ、乍恐何卒御断も申上度奉存候へ共、昨夕出書狀ニ申上候通、長門守様御列座ニ而、彦太郎義ハ京住宅之事ニ候ハハ定而京都にても右御用筋可被仰付、左候ハハ京・江戸両方ニ而八金子工面茂出来兼可申、当地ハ出店之事ニ候得ハ明日被仰出候金子員數高之義其御思召入も有之間、其旨相心得可申旨御意被成下候御事ニ御座候故、何共此上御辞退も難申上御様子ニ御座候、兎角先々ニ三日中ニ隨分金子有合次第米相調、員數書付封印仕御訴申上候様ニ被仰渡候、右之様子ニ御座

候故、其御地江御窓申上候間も無御座、殊ニ是迄存寄無之儀、別而急成御事
二御座候間、私共当惑仕罷有候、夫ニ付小網町湯浅ヤ与右衛門殿義、數年手
前飯米等相調申候而取分ケ懇意成米間ヤ衆ニ御座候而、先達而々ケ様成御儀
有増格式も能存知居被申候事ニ御座候ニ付、為問合早速支配人衆呼寄承合候
所、大概之様子物語在之承知仕候、乍去相互ニ御書附員數ハ相尋不申候へ
共、先御手前義も急々金全里分程も相納藏入致、書附を以御訴申上候様ニ
仕、其余ハ先々見合金子溜り次第二被仰出候員數程段々相調候様ニも可仕哉
と奉存候、先達而も六日書状ニ追々申上候通、当地之儀益後ニ至何方も殊之
外不商ニ御座候而、手前御店も殊之外手透ニ有之、此間ハ一円溜り金無御
座、夫故別而有金無數難儀いたし候所、此度之御儀何共難儀千万氣之毒ニ奉
存候、乍去右申上候通無拠被為仰付御用之御事ニ候間、無是非先々全里分程
湯浅ヤニ而明日々相調候筈ニ仕候間、左様ニ御心得被遊可被下候
右之様子ニ御座候付、先々田舎買物等茂当分ハ差控候積ニ御座候、將又当月
廿九日為登金之儀茂様子ニ寄、得差為登不申候義も可有御座候、此儀も兼而
左様ニ御心得被遊可被下候
一先比仰出在之候由、当地町内三地屋敷所持いたし候分、所書間口裏行代金銘
ミ書附、町年寄衆江差出し可申旨江戸中江御申渡御座候由、當町内茂今日銘
ミ名主殿方江書付取被申候、則御手前之義も通一町目十五間口、二町目五間
口、田所町六間半口、右三ヶ所書付差出し申候、已上
九月廿四日

5 買米藏詰証文写（延享元年九月二十七日）

亥年中米
一佐倉米 七百俵 四斗入
亥年中米
一神奈川米 百俵 四斗入

小川六郎兵衛様
下渴木曾八様
証文之事

新田嶋一色町 須原屋庄兵衛
藏東側四番二入
延享元年
子九月廿七日
後藤三郎兵衛殿
渋野伝右衛門殿
右者御米藏人相済候上ニテ右御兩人御持參被成候帳面ヘ右文言之証文致差上申

亥年中米
一芳賀米 五百俵 三斗九升八合入
此解 百九拾九石
亥年中米
一棚倉米 七百四拾九俵 三斗武升九合入
此解 武百四拾六石四斗武升壹合
亥年中米
一房州米 三百三拾五俵 三斗七升五合入
亥年中米
一岩城米 武百拾六俵 三斗武升五合入
亥年中米
一上総米 武百拾六俵 三斗七升五合入
亥年中米
此解 百九拾五石八斗武升五合
俵合武千六百俵
斛合九百六拾壹石武斗四升六合
右之通御座候、以上
通壹町目
白木屋 彦太郎
彦太郎 代太郎右衛門印
太郎右衛門印

指上申一札之事

二一色町庄兵衛東四番中西七番東七番西七番藏白木屋彦太郎買置キ米詰置候ニ付、御改御封印御付、私共江御預ヶ被為遊奉預候、以上

延享元年

子九月廿七日

蔵主	庄兵衛印
五人組	作兵衛印
名主	茂次郎印

右御兩人宛名

差上申一札之事

一米壹俵

右者通老丁目彦太郎買入米之内、過三相見江候ニ付、私共江御預ヶ被為遊奉預

候、已上

一色町蔵主	庄兵衛印
五人組	作兵衛印

猶々此間申上候一列九人衆、何方ニ而も申合も難成事御座候所、廿三日ニ被仰付其翌日迄段々買入書附差上被申、不殘昨朝迄ニ書附相納り、今日九軒共不

残御改相済申候儀ニ御座候

右之者共明五日五ツ時永代橋向迄罷出、先達而御番所江差出候買米書付之通致印形横紙ニ認、尤買先をも記し致持參、見分役人江可差出者也

子十月四日

7 買米書付提出令（延享元年一〇月四日）

6 白木屋江戸店書状控（京本店宛か、延享元年九月二七日夕）

一筆啓上仕候、其御地無御別条、旦那様益御機嫌能被為御座、貴公様亦御安康被遊御座候之旨、目出度大悦之至奉存候、此元御店別而相更儀無御座候間、乍憚貴意易被思召可被下候

一先達而兩度以書状申上候通、此度米買置之儀被為仰付、二三日中ニ先々金子有合相調、書附二封印仕差出候様ニと御封印之御書附を以被仰渡候付、則湯

浅や与右衛門殿方より右金高員數之内江早々相調申候分、米俵數代金高書附封印仕、昨朝御番所様江差上候所、早速今日御役人衆御出御改被遊候、則深川

一色町ニ借り藏仕御改請申候、尤銘々御改之上土蔵ニ御封印被成、証文御取被遊、今日七ツ時ニ相済申候、然ル所今日七ツ過又々御番所様より御召在之、早速龍出候所只老人御呼込御前ニ而被仰渡候ハ、先達而御封印ニ而御渡シ被遊

覚

白木屋彦太郎

新田嶋佐賀町下之橋横堀
山敷治兵衛藏西側四番三入

8 買米書付控（延享元年一〇月五日）

亥年上米	一三州岡崎米 八百俵	三斗九升入
此斛	三百拾弌石	

右者浅草駒形町山田屋七郎兵衛方より十月三日ニ買請申候

右同人蔵西側武番二入

10 買米書付提出令（延享元年一〇月一五日）

子年中米

越谷米

一武州新米 八百俵 四斗入

此解

三百式拾石

右者同人方より同日ニ買受申候

俵合千六百俵

斛合六百三拾式石

右之通ニ御座候、以上

通毫町目

白木屋彦太郎代

太郎右衛門印

一通毫町目 白木屋彦太郎
一本石町四丁目 中里屋清左衛門
一堀江町式丁目 中西庄兵衛
一元飯田町 万屋伊右衛門
一浅草橋場 水野平八
一伊勢町 成井善三郎
一堀江町三町目 眇部源兵衛
一本湊町 ならや源七

右之者共明十六日五ツ時迄ニ永代橋ノ向江籠出、先達而番所江差出候買米書付之通、致横紙印形買先書入致持參、役人へ差出し可申者也

甚四郎様從御番所

十月十五日

11 四六名前書付

一南新堀	冬木喜平治	吳服丁	三谷勘四郎	兩か八丁	三谷善次郎
一本両替町	下ヶ札有	海保半兵衛	大塚三郎兵衛	仙波太郎兵衛	水野平八
一伊勢町	巳之半刻	成井善三郎	片山善兵衛	橋本助右衛門	淺草す八丁
一本草屋町	巳ノ下刻	三谷三九郎	石川庄兵衛	油や平右衛門	大坂や久兵衛
一西川岸	巳ノ下刻	那波屋九郎兵衛	大和屋三郎右衛門	中里清左衛門	なべ丁
一通一町目	巳ノ下刻	白木屋彦太郎	村上伝左衛門	鹿沼や吉郎兵衛	石丁
一南茅場町	冬木小平治	冬木小平治	大和屋四郎右衛門	中里清左衛門	□□や又兵衛
一小船町	村田治兵衛	村田治兵衛	印伝や庄次郎	鹿沼や吉郎兵衛	岸部や藤右衛門
一本飯田町	万屋伊右衛門	万屋伊右衛門	川北久太夫	村田七右衛門	長谷川次郎兵衛
右之者今日八ツ時可罷出者也	能勢甚四郎様御番所	能勢甚四郎様御番所	伝馬丁	本丁	小舟丁
十月十一日	舟丁	舟丁	舟丁	本丁	伝馬町
	竹口権兵衛	竹口権兵衛	印伝や庄次郎	印伝や庄次郎	印伝や庄次郎
	冬木文右衛門	冬木文右衛門	冬木文右衛門	冬木文右衛門	冬木文右衛門
	いセ屋八兵衛	いセ屋八兵衛	いセ屋八兵衛	いセ屋八兵衛	いセ屋八兵衛

伝馬丁	殿村惣左衛門	同	丹波や五郎兵衛
同	大黒屋三右衛門	同	白子や七右衛門
伝馬町	村田久右衛門	立丁	大坂や平六
同	梅や弥次兵衛	堀江丁	いせ屋長兵衛
同	大坂や伊兵衛		松屋四郎兵衛
堀江丁	田端や次郎左衛門		辻与兵衛
同	小津清左衛門	堀江丁	中西庄兵衛
同	後藤十右衛門		近江や源兵衛
福岡四郎兵衛			いせ屋一郎兵衛
森井八郎兵衛			安田喜兵衛
森泉や勘兵衛			湯浅や与右衛門
			石川庄兵衛

メ四拾六人

12 買米書付提出令（延享元年一〇月一六日）

通壹丁め
白木屋彦太郎

代太郎右衛門

右之者共明日之見分相延、明後日見分役人可相廻候間、今度之買入米明後十八日改候間、先達而番所へ差出候書上之通、俵數石高何国何米何月何日誰方る買取井戸付等、横席ニ相認致印形、明日十八日五ツ時永代橋向兵庫ヤ会所迄致持參、改役人相廻り次第可差出者也

子十月十六日

13 白木屋江戸店書状控（京本店宛、延享元年一〇月一八日）

当月四日出之乍御報貴礼相届悉具拝見仕候、先以追日寒冷御座候所、其御地御別条無御座、且那様方御揃御機嫌能被為成御座、貴公様御安全被遊御座候由、珍重御儀奉存候
一此度之一儀ニ付、先達而何角之様子御内意申上候所相届、御承知被成下候旨

14 白木屋江戸店書状控（月日不詳）

子ノ
十月十八日
田中勘右衛門殿
太郎右衛門

一今度買置米之儀、御奉行様々被為仰付候趣、先達而早状を以兩度上候所、無相違相届御披見被遊被下候旨、此度委細貴答被成下具拝見仕候、然ル所早速旦那様へも被仰上被下候所、被為聞召先以今般ケ様之御義御店へ被仰付候御儀、誠以冥加三御叶被為成候御義と難有御思召、各様方御一同ニ難有御義ニ思召候ニ付、委細被仰下承知仕候、御尤至極存爰元ニ付も乍恐何れも難有仕合奉存候

一先月廿七日出勘右衛門様へ以書中委細之様子申上候、定而相届御披見被遊可被下と奉察候、其後少々相調當四日ニ書付を以御訴申上、翌五日ニ御役人中御出御見分之上、御封印首尾能相済申候間御安慮被遊可被下候、就ハ爰元商内事之義追ニ本状ニ申上候通、益後自今至何商事も以而之外不商ニ有之何分溜り金無御座、其上在金等格別無數難儀仕候故、当分田舎買物等差控、且又廿九日為登金之儀御断上候所御承知被遊被下、此度委細被仰下具承知仕候、其御地之義も時分柄之儀、段々金子御入用ニ御座候へハ御工面之程如何と被思召候へ共、此度之義ニ候へハ何卒々御手廻し御工面被遊可被下候間、月々為登金之義ハ延引仕候ても、何卒田舎買物之義ハ相應ニも相調候様ニ工面仕候様ニと被仰下委細奉畏候、左候へハ先達而申上候当月分為替之義も延引仕候義も可有御座候間、兼而左様ニ御心得被遊可被下候、此上隨分相考爰元

被入御念此度具貴答被仰下承知仕、大悦之至ニ奉存候、先達而申上候通、弥此後間違等無之様諸事大切ニ相勤申間、乍懼御安慮被遊可被下候
一爰元商事之義先達而追々申上候通、世間共不景氣在之何商内事以而之外薄ク御座候由ニ而、何分事も金子溜り無數氣之毒奉存候、就夫例年共当廿一日少々も為登金も在之、其上究事中為替高大概之様子申上候事ニ御座候へ共、先達而申上候通未買米等相済不申候、金子溜りも無之ニ付、為登金も差為登不申候、且又來月分為替之義も延引仕、追而様子可申上候間左様ニ御思召可被下候、右之段御断申上度再報旁如此御座候、猶期後臺時之候、已上

延享元年江戸賈米令史料

商事差支ニ相成不申候様ニ工面可仕候間、御安慮被遊可被下候、如貴命之米屋衆其外被為仰付候衆段々買入在之候ハ、自然と直段も宜相成、御武家様方ハ不及申上ル、其外在方迄も勝手宜末ニ至商事繁昌可仕候、「 」難有御事奉悦候

一今般被為仰付候賈置米之儀付、旦那様被仰出候儀兩度之御状ニ具被仰付候通、今度被為仰付候御義寔以冥加ニ御叶被為成候儀と難在被為思召候旨、殊ニ此度被為仰出候趣御意重ク御儀ニ被為思召候間、被為仰渡御員數之通ニ弥金子手廻り次第少も相違無之様ニ相調、藏詰仕候様ニと被仰付候由、御大切之御儀ニ御座候ヘハ、少も簾抹之義無御座候様ニ相心掛、諸事念入相調候様ニ被仰出、各様方ニも右之思召御尤之御義被思召候間、弥左様ニ相心得申候様ニと何角被入御念被仰下、御細書之趣承知仕委細奉畏候、寔以被仰下候通御大切被仰付ニ御座候ヘハ、此末間違等も無之首尾能相勸申様ニと衆中も相慎可申候様ニ疾与示合仕、別而私共心願も相立、諸事念入相談仕大切ニ相勸可申上候、此義御安慮被遊可被下候、何様此末御恵ニも相成、御店弥増御繁榮と難有御義奉存候

15 賈米伺書控（延享元年一〇月）

延享元年江戸賈米令史料

一米貳千六百俵
此解 九百六拾壹石貳斗四升六合
代金千拾兩貳歩ト壹匁五分七リン
右ハ九月廿六日ニ書附差上ヶ候分
一米千六百俵
此解 六百三拾貳石
代金六百八拾五両貳分ト三匁九分九リン
右ハ当十月四日ニ書附差上ヶ候分
一米千五百七拾五俵
此解 五百八拾五石壹斗四升
代金六百五両三歩ト拾四匁壹分
右ハ当十月十六日ニ書附差上ヶ候分
右三口

覚

一芳賀米 五百俵 三斗九升八合入

此解 百九拾九石

金壺兩 二付九斗貳升かへ

代金貳百拾六両壹分ト三匁九分九リン

一房州米 三百三拾五俵 三斗七升五合入

此解 百貳拾五石六斗貳升五合

金壺兩 二付九斗四升かへ

代金百三拾三両貳歩ト八匁六分壹リン

一岩城米 貳百拾六俵 三斗貳升五合入

此解 七拾石貳斗

金壺兩 二付九斗六升かへ

代金七拾三両ト七匁五分

俵數合五千七百七拾五俵

斛高合貳千百七拾八石三斗八升六合

代金合貳千三百貳両ト四匁六分六リン

右之通被為仰付候金高之内江賈置米仕、先達書付を以御訴奉申上候、相残り候金高凡七百両程ニ御座候、此分今一切ニ賈置米仕度御窺奉申上候、以上

通壹町目

延享元年

子ノ十月

御奉行所様

16 賈米書上控（延享元年九月二十六日～一月六日）

賈米書上ヶ之扣

白木屋

太郎右衛門

「

白木屋彦太郎

一棚倉米 七百四拾九俵 三斗武升九合入

此解

武百四拾六石武升壹合

金壱兩二付九斗六升かへ

代金武百五拾六両武歩ト拾壱匁三分壹リン

一佐倉米

七百俵 四斗入

此解

武百八拾石

金壱兩二付九斗七升かへ

代金武百八拾八両武歩ト九匁五分八リン

一神奈川米

百俵 四斗入

此解

四拾石

金壱兩三付九斗五升かへ

代金四拾武両ト六匁三分壹リン

右六口

湯浅や与右衛門買也

俵數合式千六百俵

斛高合九百六拾壱石武斗四升六合

代金合千拾両武歩ト壹匁五分七リン

右之通被為仰付候金高之内江買置米仕候、以上

通壱町目

白木屋彦太郎代

太郎右衛門判

一下總都賀米

三百七拾五俵

一備後米 五百俵 三斗壹升八合入

金壱兩二付九斗六升かへ

此解 百五拾九石

代金百六拾五両武分ト七匁五分

小あミ町三町目
いへしや次左衛門買

湯浅や与右衛門買

一美濃米

四百俵

三斗九升五合入

此解 百五拾八石

金壱兩三付九斗四升かへ

代金百六拾八両ト五匁壹分

十月十二日買

一最上米

百四拾俵

三斗六升八合入

此解 五拾壱石五斗武升

御藏三拾四両武分かへ

小あミ町壹町め
関口庄右衛門

御藏前

江原や左兵衛

一三州岡崎米 八百俵 三斗九升入

此解 三百拾武石

金壱兩二付八斗六升五合かへ

代金三百六拾両武歩ト拾壹匁六分壹リン

一武州新米 八百俵 四斗入

此解 三百武拾石

金壱兩二付九斗八升五合かへ

代金三百武拾四両三歩ト七匁三分八リン

右武口 浅草駒形町山田や七郎兵衛ら買請分

同十三日買

17 買置米差免令（延享元年一月）

一武州葛西米 百六拾俵 三斗六升九合五夕入

此斛 五拾九石壺斗武升

御藏三拾五両かへ

代金五拾九両ト七匁武分

御藏前
三河や清兵衛

右五口

俵數合千五百七拾五俵

斛高合五百八拾五石壺斗四升

代金合六百五両三分ト十四匁壺分

右之通

延享元年

子十月十六日書上

一相馬米 五百俵 三斗六合入

此斛 百五拾三石

金壺両二付九斗九升かへ

代金百五拾四両式分ト武匁七分

一安戸米 四拾俵 四斗五合入

此斛 拾六石式斗

金壺両二付九斗九升かへ

代金拾六両壺分ト六匁八分

伊勢町中買

右式口

俵數合五百四拾俵

斛高合百六拾九石式斗

代金合百七拾両三歩ト九匁五分

右之通

延享元年

子ノ霜月六日

申渡し

其方共儀、先達而買置米致候様ニ申渡候付、何れも情出し買置米致候付、余程直段茂引上ヶ候、然所当年ハ豊年故米沢山ニ入込、其上買人無数候故米捌悪、武士方払米等も差支候由相聞得候ニ付、其方共買置米差免し候、只今迄藏詰致候買置米封印とかセ可遣候間、勝手次第壳払可申候、直段之儀者此以後相対次

第三武士方払米等茂差支無之様ニ可令壳賣候、先達而渡置候買米石高之書付者能勢甚四郎番所江持參可相納候

十一月

18 白木屋江戸店書状控（延享元年一月一九日）

早便ニ

六日ニ一筆啓上仕候、追日寒氣趣候得共其御地御別条無御座、旦那様方御揃益御機嫌能被為成御座、各様弥御安康之旨追々承知仕目出度大悦之至ニ奉候、當方御店御別義無御座、衆中私共無異相務罷有候間、乍憚貴意易御思召可被下候

一昨十八日朝嶋長門守様御番所江被為召出候間罷出候所、御当地米問ヤ頭衆蔵前問ヤ頭衆御呼込在之候而、其次ニ先達而買米被仰付候御店共九人之衆御召出ニ御座候、別面九人之衆江可為仰渡候趣

米直段下直ニ付、先達而其方共江買米之義被為仰付候所、出情いたし相調候ニ付、米直段余程宜敷成御大慶ニ被思召候旨、就夫今日先達而詰置候藏ニ御封印御とき御渡可被遊候間、勝手次第壳払可申旨、尤從是すぐニ役人差可遣候間、藏詰致候場所江参出迎候様ニ可仕、取分ケ其方共職分ニも無之義ニ而、此間艱苦勞ニ可存旨御意被成下候、皆々難有御儀ニ奉存候、其外此度買米被為仰付候衆中米問ヤ衆一組宛段ニ御呼出し、昨日皆々御免之御申渡し在之候由

右之通被為仰渡候付、番所よりすぐニ深川永代橋向江罷出、御役人衆ヲ御待請申上候、早速両御番所より御役人方御出被遊候へ共、諸方藏ニ夥敷御事ニ御座候間、夜ニ入候へ共相済不申候、尤御手前分茂佐賀町之藏一ヶ所相残申

候、夫故今朝五ツ時出迎候様ニ被仰付、則今朝罷出候所、昨日之相殘も大分之御事ニ御座候故、漸八ツ時ニ手前かり藏江御廻り合被遊、御封印御とき相済申候。

一先達而御封印ニ而御渡し被遊候石高之御書附之儀ハ、昨日被為仰渡候通、今日無相違能勢甚四郎様御番所江持參仕相納申候。

右之通ニ而諸事首尾能相濟申候間、御安慮被遊可被下候、先以此度ハ不存寄御大切成御用之儀被為仰付候所、聊之間違も無御座首尾能相濟大悅至極ニ奉存候、殊ニ右御封印何角共早速御免被成下候儀難有御儀ニ奉存候、此段昨夜ニも早速可申上等ニ御座候へ共、右申上候通夜二入候迄茂御封印之儀相濟不申二付、今日迄及延引候。

一能勢甚四郎様御儀ハ先比々御病氣三被遊御座候而、公事訴訟等茂此間ハ御聞不被遊候、夫故三御座候哉、右御免之御儀嶋長門守様御番所ニ而昨日被為仰渡候。

一昨十八日昼七ツ時、町年寄樽ヤ殿方江參候様ニ御配符來候間、早速參候所右御番所ニ而御申渡し御座候御書附出申候、則懸御目申上候。

右之通御免被成下、今日万事首尾能相濟難有仕合大悅此御事奉存候、右之趣為可申上如此御座候、恐惶謹言。

十一月十九日晚

京
御三人

十
一月十九日晚

三
人

勘右衛門様

重右衛門様

追而申上候、右藏詰仕候米之儀、諸方ニ夥敷事御座候得ハ、何分ニも当分に

てハ捌ケ方御座有間敷と奉存候、殊ニ何れも相庭高直成物ニ而御座候得ハ御損亡相立可申間、氣之毒千万奉存候、隨分見合申候而此上少も御損失無数在之候様ニ壳扱申度奉存候、猶又委細之趣ハ追而以書状可申上候、已上

19 白木屋江戸店書状控（延享元年一月十九日）

乍貴報当月三日出十日晚出兩度之御細書添具拝見仕候、時分柄段々寒氣趣申候得共其御地御別条無御座、且那様方御儀益御機嫌能被為成御座、各様弥御安康之旨追々承知仕、目出度御儀大悦奉存候、當地御店別而相更儀無御座、

衆中私共無異相務寵有候、乍憚貴意易被思召可被下候
一先達而關東物絹紬類調方之儀被仰下候間、御報申上候處御承知被遊被下候由、此度貴答被仰下具拝見仕珍重奉存候。

一先達而當月朔日晚金積仕候付、為替高之儀何角御断申上候所、一々御承知被遊被下候由ニ而此度委貴報被仰下大悦奉存候、其後當地商内事之様子追々六

日書状ニ申上候通、打続天氣相茂宜敷殊時分柄ニ茂御座候付、両御見セ共相応二人立在之賑々敷御座候而大悦奉存候、乍去墓々敷商内事ハ一円無御座候故何分ニ茂壳高上リ不申、勿論金子溜リ殊之外無數御座候而氣之毒奉存候、就夫先達も申上候通、当月中旬過積之儀十七日晚ニ相考申候付、追為替員數高六日書状ニ申上候、定而御披見被遊可被下と奉存候、右六日書状ニ御断申上候通、当月分之儀何卒今少多申上度奉存候得共、段々御断申上候通兔角金子溜リ無甲斐、其上只今之内關東物類茂少々宛相調申度奉存候間、何分ニ茂存候様ニ參兼夫故員數無數申上候、將又極月分之追為替之儀も未墓々敷、地田舎共商内事有出不申候付殊之外無數御座候而難儀千万奉存候、夫故此元何角細ニ相考積ニ入候得共、漸本狀ニ申上候通之員數ニ御座候得ハ、定而其御地御思召とハ各別之相違ニ可有御座と千万氣之毒奉存候、何卒此末諸方共賑々敷一商吏有出候而、追々吉左右申上候様ニ仕度是而已奉願候。

一爰元諸用之儀ハ追々六日書状ニ申上候間、御披見被遊可被下候、先日右之趣再答旁申上度如此御座候、猶期後喜之時候、恐惶謹言。

十一月十九日

20 白木屋江戸店書状控（延享元年一一月二二日）

一先書申上候通、当十八日朝嶋長門守様御番所被為召出候付罷出候所、御当地米問屋衆之内頭衆式組并先達而買米被仰付候九人之衆御召出御座候而、則九

人之衆へ被為仰渡候趣

米直段下直ニ付先達而其方共江買米被為仰付候所、出情いたし相調候付、

米直段余程宜引上ヶ御大慶ニ被為恩召旨、就夫今日先達而詣置候藏々御封

印御とき御渡可被遊候間、勝手次第二壳松可申旨、尤從是すぐニ役人差遣

候間、藏詰致候場所へ参出迎候様ニ可仕、取分其方共職分ニも無之儀ニ而、

此間嘸苦勞ニ可存候旨御賞被成下、皆々難有御義ニ奉存候

右之外買米被為仰付候衆中、米問屋仲買衆一組ツ、段々御召出シ、十八日ニ

不殘御免之御申渡シ在之候由

右之通被為仰渡御座候而、則兩御番所の御役人衆御出被遊候、然共諸方詰米

いたし候藏々夥敷御事ニ御座候故、夜三入申候へ共相濟不申候、尤御手前

分成十八日十九日兩日ニ首尾能御封印御解相濟申候

一先達而御渡被遊員數高之御封書之儀、則十九日ニ無相違能勢甚四郎様御番

所江相納申候

一昨廿日嶋長門守様へ罷出、右米買御免被成下、先達而御渡被遊候御封書昨十

九日甚四郎様御番所へ相納申候、并藏詰致置候買米御封印御とき被下置難有

奉存候、右御届奉申上候

右之通御届申上相濟申候、右申上候通御座候而諸事工面能首尾能相濟、最早御

公辺御掛り合無御座候間、御安慮被遊可被下候、先以此度不意成御太切之御用

被為仰付候所、聊之故障無御座首尾能相濟大悦至極奉存候、殊ニ何角共早速御

免被成下難有仕合奉存候、右之趣先書十九日晚出申上候へ共、為念又々如斯御

座候、猶期後臺之時候、恐惶謹言

メ十一月廿一日

御年寄中様

追而申上候、當地米之儀も未商事無之、相場も既と相立不申由ニ御座候、何

卒此上御損毛少々も無數御座候様ニ見合壳松可申と奉存候、猶又委細之義ハ

追而可申上候

延享二乙丑正月吉日

米仕切之覚

此帳面ハ子ノ年買米壳帳也

一最上米 百四拾俵

二月廿二日壳

一最上米 三斗六升式合入

内八斗引

此石 四拾九石八斗八升

両二 一石四斗六升かヘ

代金三拾四両ト九匁八分五リン
内百四拾文 小上ちん引

俵メ百四拾俵

此金三月廿二日受取申候

二月廿二日壳

五月晦日切

一都賀米 三百七拾五俵

内五斗引 四斗壹升五合入

此斛 百五拾五石壹斗貳升五合

両ニ一石三斗八升かヘ

代金百拾貳両壹分 九匁五分五リン
内五匁六分引 小上ヶ

俵メ

メ金百拾貳両壹分ト三匁九分五リン
右代金五月晦日受取

三月六日壳

一神奈川米 百俵

三斗九升入

内四斗武升引

此解 三拾八石五斗八升

両ニ一石四斗六升かへ

代金武拾六両壹分ト拾匁四分五リソ

一佐倉米 式百俵

三斗九升式合入

此解 七拾七石九斗壹升

両ニ一石四斗武升かへ

代金五拾四両三分ト六匁九分五リソ

俵メ三百俵

代金メ八拾壹両壹分ト武匁四分

内三百文 小上ちん引

俵メ三百俵

メ金八拾壹両ト拾武匁九分

代金四月六日受取申候

三月廿一日壳

一相馬米 五百俵

式斗九升六合入

内壹石四斗五升引

此解 百四拾六石五斗五升

両ニ壹石三斗九升かへ

代金百五両壹分ト拾匁九分

内七匁 小揚貢引

メ金百五両壹分ト三匁九分

四月廿一日受取

三月廿七日壳

一葛西米 百俵

三斗六升式合入

内

此解 三拾六石武斗
両ニ一石三斗五升かへ

代金武拾六両三歩ト三匁九分

内武匁 小上ヶちん引

メ金武拾六両三歩ト壹匁九分

四月廿一日受取

一美濃米 式百俵

三斗八升入

此解 七拾六石

両ニ

代金

一宋戸米 四拾俵

四斗入

此解 拾六石

両ニ

代金

一葛西米 武拾四俵

三斗五升九合五匁八合入

此解 八石六斗武升八合

両ニ

代金

一備後米 壱斗

両ニ

代金

俵数メ式百六拾四俵

此解高 百石七斗武升八合也

代金八拾五両壹分ト拾匁

内

壹兩壹分ト九匁 式升かわ引

武両式分ト百四十武文 諸かゝり

別二目録有

メ金八拾壹両壹分十四匁
内金六拾兩 諸取

引残テ式拾壱両壹分ト拾四匁
右ハ七月十三日受取

右ハ山本源右衛門方々御屋鋪へ納候分、尤金子山本源右衛門方々請取答也
四月十五日壳

一備後米 百俵

三斗壹升入

内三斗式升引

此斛 三拾石六斗八升

代金式拾三両ト十四匁五分五リン

一芳賀米 五百俵

兩ニ一石三斗式升かへ

代金式拾七両壹分ト壹匁九分

内式石八斗六升引

此斛 百九拾石六斗四升

代金百三拾七両ト九匁五リン

一佐倉米 三百俵

三斗八升五合入

内八斗九升引

此斛 百拾四石六斗壹升

代金八拾兩式分ト十武匁六分五リン

内拾三匁五分 小揚貨引

メ金式百四拾兩三分ト七匁七分五リン

右之代金五月十七日受取相済申候
儀メ九百俵

四月十七日壳

一上総
房州米 三百三拾五俵

三斗六升六合入

此斛 百拾七石九斗六升
両ニ一石四斗かへ

代金八拾四両壹分ト四分

一岩城米 式百拾六俵

三斗壹升六合入

内式石六升引

此斛 六拾六石壹斗九升六合

代金四拾七両壹分ト壹匁九分

儀メ五百五拾壹俵

代金メ百三拾壱両壹分ト九匁五リン

内八匁五分五リン 小上ケちん引

右之代金五月十七日受取相済申候
四月十七日壳

一備後米 四百俵

三斗五合入

内五石壹斗四升引

此斛 百拾六石八斗六升

両ニ壹石三斗三升かへ

代金八拾七両三分ト八分五リン

メ金八拾七両三分ト六匁八分五リン

右ハ五月廿一日代金受取申候

一棚倉米 七百四拾九俵

三斗壹升六合入

内五石八斗引

此斛 式百三拾石八斗八升四合

両ニ一石四斗式升かへ

代金百六拾式兩式分ト五匁六分五リン

一葛西米 三拾六俵

三斗六升入

内八升引

此解 拾武石八斗八升

両ニ一石三斗六升かへ

代金九両壹分ト十三丄式分五リン

俵合七百八拾五俵

内壹分 八勺五分五リン引

メ金百七拾壹丄式分ト拾勺三分五リン

右代金六月十四日受取

一佐倉米 武百俵

三斗八升六合入

此解 七拾三石四斗武升

両ニ一石四斗壹升かへ

代金五拾武丄式ト四勺武分五リン

内六勺 小上ちん引

メ金五拾壹丄三分ト十三丄式分五リン

右代金六月晦日受取

一美濃米 武百俵

三斗八升入

此解 七拾六石

両ニ一石式斗かへ

代金六拾三丄壹分ト拾勺

一萬西米 百俵

三斗九升入

此解 三拾九石

代金三拾武丄式分也

二口俵合三百俵

メ金九拾五丄三分ト拾勺也

右ハ手前飯米三遣、内る金出シ相済申候、七月十三日

丑十月廿日仕切

一葛西米 五百拾俵

三斗七升五合入

此解 百九拾壹石式斗五升

両ニ壹石六升かへ

代金百八拾壹丄ト十勺四分五リン

一同痛物 百式拾三俵

三斗七升五合入

此解 四拾六石式升五合

両壹石壹斗四升かへ

代金四拾兩壹分ト十式勺六分五リン

一同台付 五拾壹俵

三斗七升五合入

此解 拾九石壹斗武升五合

両ニ壹石式升かへ

代金拾五丄三歩ト十一丄式分五リン

右高七百俵之内出俵百九拾俵斗立ニして十六俵不足相成候

俵数六百八拾四俵

代金合式百三拾六丄三分ト四勺三分五リン

内

一壹丄三分ト十三丄四分 口せん

一壹メ八拾文 小揚ちん

一壹メ百四拾文 引取ちん

一六百廿六文 箔番

一壹メ四百文 斗立之日用ちん

メ式丄三分ト十式勺九分

差引残テ

金式百三十三丄三分ト六勺四分五リン

右ハ湯浅屋二而丑十月ニ壳払金子受取申候

一岡崎米 九拾七俵

三斗八升式合入

此解 三拾七石五升四合
両壱石壱斗七升かへ
代金三拾壱両式分ト十匁式分
五百四拾八俵
一同 三斗七升九合入
此解 武百七石六斗九升式合
両二壱石壱斗八升三合かへ
代金百七拾五両式分ト三匁八分
同鼠喰 式拾壱俵
同鼠喰 三斗七升九合入
此解 七石九斗五升九合
両二壱石三斗六升かへ
代金五両三分ト六匁壱分五リン
同大鼠喰 六俵
入同断
此解 式石式斗七升四合
両二式石式升かへ
代金壱両ト七匁五分五リン
同台付 百式拾七俵
入同断
此解 四拾八石壱斗三升三合
両二壱石式斗五升かへ
代金三拾八両式分ト四分
一同 壱俵
右藏入之節壹俵紛不足ニ相成候故、出し候節立合ニ而壹俵受取、手前飯
米ニ遣申候
俵數八百俵
代金式百五拾式両式分ト十三匁壹分
内 武両ト六匁三分五リン
壱分ト七匁三分五リン
六月廿五日 小揚ちん

22 米売買之覚（延享二年）

金高 合千七百三両式歩 十四匁九分
右ハ湯浅屋ニ而丑十月ニ壱金子受取申候
メ金式百四拾九両ト式匁八分
差引 メ三両式分ト十匁三分
始 六月廿五日
延享二丑年
「
一津輕黒石米 千俵 三斗七升式合七匁入
内七斗八升引
此解 三百七拾壱石九斗式升
両二壱石式斗四升四合かへ
代金式百九拾八両三分ト
捨三匁式分五リン
六貫文
壹貫三百文
武貫文
メ九貫三百文
請取小揚藏入
はしけ貲
くら入貲
壹貫三百文
請取小揚藏入
此金式両ト五匁四分
此金式両ト五匁四分
六月廿五日

四貫文
壹メ百十四文
メ三両式分ト十匁三分
引取ちん
笞番ちん

一 南部米 六百俵 四斗武升入

此斛 式百五拾式石

両三 壱石三斗六合かへ

代金百九拾式両三分ト

拾式匁三分五リン

三貫六百文 はしけ賃
くら入賃

老貫式百文 小揚賃

メ四貫八百文

此金壹両ト四匁七分

合金百九拾四両ト式匁五リン

七月五日

一 黒川壺米 武百五拾八俵 四斗五升三合入

内三斗武升引

此斛 百拾六石五斗五升四合

両三 壱石武斗三升かへ

代金九拾四両三分ト五分五リン

一 玉造壺米 百三拾八俵 四斗四升四合式夕入

内 壱斗三升引

此斛 六拾壹石壹斗六升九合壹夕

両三 壱石武斗式升かへ

代金五拾両ト八匁三分五リン

一 遠田壺米 八百六拾三俵

買高

百拾三俵 四斗五升八合七夕入

百三拾俵 四斗四升式合五夕入

百八拾壹俵 四斗三升三合壹夕入

四百三拾九俵 四斗五升三合入

内 四石三斗七升壹合引

此斛 三百八拾式石武斗四升五合式夕

両三 壱石武斗五升かへ

代金三百五両三分ト式匁七分五リン

一下伊壺米 武百五拾四俵 四斗四升式合八夕入

此斛 式斗五合引

内 壱石式斗六升六合式夕

代金九拾両ト五匁六分五リン

両三 壱石式斗三升五合かへ

一 上伊平米 四百三拾六俵 四斗四升六合入

内 壱石七升引

両三 壱石三斗壹升かへ

此斛 百九拾三石三斗八升六合

代金百四拾七両式分ト七匁三分五リン

五口俵數メ千九百四拾九俵

代金メ六百八拾八両壹分ト九匁六分五リン

拾八貫三百七拾八文 はしけ
くら入

三貫四拾八文 はしけ
くら出

三貫九百文 はしけ
くら出

三貫四拾八文 はしけ
くら出

三貫九百文 はしけ
くら出

代金三百武拾壱両三分ト十四匁四分五リン	内八斗五升引
一武両式分ト拾壱匁 口銭	此解 五拾六石三斗五升
一武両壱分ト五匁 藏敷	一同米 四斗武升八合入 百八拾壱俵
一十四匁 渡小揚	内五斗五升引
メ金五両壱分也	此解 七拾六石九斗壹升八合
差引残テ	石高メ百三拾三石武斗六升八合
メ金三百拾六両式分ト十四匁四分五リン	両ニ壱石壹斗三升かへ
一南部米 四斗壹升入 六百俵	代金百拾七両三分ト十一匁壱分五リン
内三石壱斗五升引	内四斗五升引
此解 武百四拾武石八斗五升	此解 五拾石四斗
両壱石壹斗かへ	一同米 四斗四升七合入 四百三拾九俵
代金式百式拾両三分ト壱匁三分五リン	内武石七升引
内一老兩三分ト五匁四分 口銭	此石百九拾三石五斗三升三合
一老兩壱分ト 小上ヶ	武口メ五百五拾武俵
十武匁六分 添番	石メ武百四拾三石九斗三升三合
一四百文	両壱石壹斗武升かへ
メ三両壱分ト八匁六分	代金式百拾七両壱分ト七匁七分五リン
差引	代金式百拾七両三分ト武匁八分五リン
メ金式百拾七両壱分ト七匁七分五リン	一黒川製米 四斗四升六合入 武百五拾八俵
一下伊製米 四斗四升武合入 武百五拾四俵	内四斗五升引
一深谷製米 四斗四升武合入 武百五拾四俵	此解 百拾四石六斗壹升八合
内壱石四斗五升引	代金式百四両ト三匁九分
此解 百拾石八斗壹升八合	此解 百九拾壹石四升六合
両壱石三升かへ	内壱石武斗三升引
代金百七両式分ト五匁四分	両壱石壹斗かへ
一玉造製米 四斗三升九合入 百三拾八俵	代金百四両ト三匁九分
内三斗武升引	此解 百九拾壹石四升六合
両壱石七升かへ	両壱石壹斗四升かへ
代金五拾六両壱分ト四匁壱分五リン	代金百六拾七両式分ト五匁五リン
俵敷メ千九百四拾九俵	俵敷メ千九百四拾九俵

代金メ七百七拾壹両壹分ト拾匁五分

内

一金六両壹分 十匁七リン 口銭也

一五両三分

四匁六分五リン

小上しき
ちゃん

メ

小以金拾貳両壹分ト三分五リン

差引残り

金メ七百五拾九両ト拾匁壹分五リン

三口

金高

合千式百九拾三両壹分ト式匁三分五リン

元高差引

残テ

金百四両壹歩 多し

右之金去年之買置米壳欠之内引落し先つ少々も損亡減シ大悦奉存候

23 買米覚書（延享元年九月～延享三年正月）

延享元年
覚書

子九月吉日

】

仕切

九月廿七日

湯浅屋与右衛門

延享元甲子年九月廿三日ニ御当地町人有徳之者九人、能勢甚四郎様御番所江被

為召出、嶋長門守様御立合ニ而買置米被為仰付候、則廿四日朝五ツ時ニ又々被

為召出、銘々金高之御書附被下置、皆々難有頂戴仕候而罷帰り候、尤御書付之

写別ニ在之候、何れも早速米買立候故直段も引上大悦仕候、勿論買米之分早速

書付封印を以右之御番所へ差上ケ申候、尤書上ケ之写別帳三記置候、扱々珍敷

御用被為仰付候而難有奉存候、右買米何れも御封印御附被為成候、其後又々江

戸中内証宣者御吟味之上、四拾三人被為仰候、段々右之衆中買立申候、然共御

屋敷様方御差聞之義も在之候由ニ而、霜月十八日ニ御免被為成候、右買入藏詰
いたし候藏封印被成とき被下候、左候へハ米急ニ引下ケ申候故見合手前ニ而も

壳扣申候、翌年丑四月々六月迄ニ壳扣申候所、殊之外損毛夥敷事ニ御座候、差

引勘定此帳尻ニ記置候、尤京都方申參候而右損金寅之春勘定ニ相立為登ニ付申

候故、当地ニハ勝手宜候ヘ共、京都ニハ御氣之毒ニ被為思召候、以上

冬木喜平次 冬木小平次 万屋伊右衛門

西替町

西かし

三谷三九郎 白木屋彦太郎 那波や九郎兵衛

同所

小網町

いせ町

海保半兵衛 村田治兵衛 成井善三郎

同所

海保半兵衛

成井善三郎

右九人之者共被為仰付候節ハ、江戸中米問屋中買不殘御白州へ御呼込被為置候而被仰渡候故、世上はつと相聞御当地ニハ御屋敷御留主居中も廻文廻り、其外在々諸国迄も評判殊之外大行ニ申触候、先ハ御損金ハ太分多ニ御座候へ共難有

御事ニ御座候

延享三年正月

林田太郎右衛門

同所

林田太郎右衛門

西かし

沢 喜兵衛

同所

沢 喜兵衛

喜兵衛

古沢八郎右衛門 中村伝右衛門

同所

古沢八郎右衛門

伝右衛門

一佐倉米 四斗入 七百俵

内武百 内武百

内武石六斗五升引

此斛 武百七拾七石三斗五升

兩二九斗七升かへ

代金武百八拾五両三分ト拾匁六分五リン

一神奈川米 四斗入 百俵

内三斗引

此斛 三拾九石七斗

兩二九斗五升かへ

代金四拾壱両三分ト武匁三分五リン 一芳賀米 三斗九升八合入 五百俵	十月十六日 合金千拾八両壹歩ト五匁九分五リン
内壹石八斗引 此解 百九拾七石武斗	一美濃米 三斗九升五合入 四百俵
内武百俵 飯米 内六斗九升引	内武百俵 飯米 内六斗九升引
内武石壹斗引	此解 百五拾七石三斗壹升
内武石六升かへ	兩二九斗四升かへ
代金武百五拾四両武分ト五リン 一岩城米 三斗武升五合入 武百拾六俵	代金百六拾七両壹分ト六匁五リン 一備後米 三斗壹升八合入 五百俵
内六斗五升引	内四百俵 内九斗五升引
此解 六拾九石五斗五升 兩三九斗六升かへ	此解 百五拾八石五升
代金七拾武両壹分ト拾壹匁八分五リン 内九斗八升引	兩二九斗六升かへ
此解 百武拾四石六斗四升五合 兩三九斗四升かへ	代金百六拾四両武分ト八匁壹分
代金百三拾武両分ト六匁五リン 俵数メ武千六百俵	一都賀米 四斗武升入 三百七拾五俵
解高メ	内六斗引
代金メ千壹両武分ト六匁八分 一拾五貫六百文 はしけ貢	此解 百五拾六石九斗
一拾匁ト九分五リン 口せん	兩三九斗七升かへ
一五貫武百文 小上ヶ改貢	代金百六拾壹両三分ト壹分五リン
一拾五貫六百文	俵数メ千武百七拾五俵
一三貫武百文 米武千俵二日分箇ちん	一四両三分ト 口せん
一壹メ武百文	拾壹匁武分五リン
小以金拾六両武分ト拾四匁壹分五リン 金合千五百拾九両三歩ト四匁四分	一武貫五百五拾文 小上ヶちん
	一七貫六百五拾文 はしけ
	三百文 三百七拾五俵 箇ちん
	小以金七両武分ト拾四匁武分五リン 合金五百壹両壹歩ト拾三匁五分五リン 俵合三千八百七拾五俵
	解合

小取替覚

一錢百文 浅草御藏カ深川迄米百四拾俵上乗チん

一錢八百四拾文 浅草御藏カ深川迄最上米百四拾俵はしけ小上チん

一錢壱貫百式拾文 同所カ葛西米百六拾俵はしけ小上共

一金拾三兩式分ト 棚原庄兵衛藏敷取替別ニ書付有

拾壹匁

一金式兩壹分ト 九匁 黒江町市右衛門藏三戸前十月朔カ十一月十八日迄かり置藏

敷取替

一金式分 栖原や庄兵衛ニ札

一金式分 藏前宿大口儀兵衛方へ祝義

一金三分ト拾匁 割麦式たる代

錢メ武貫六拾文

代式拾九匁八分八リン

金メ拾八兩壹分ト拾四匁八分八リン

此分別ニ仕切有

式口高

メ金千五百三拾八兩壹分ト

四匁式分八リン

内金千兩ハ十月四渡カ

金四百兩ハ同十四日渡

金百五拾兩ハ同廿日渡

指引残テ

十月四日

仕切

一三州岡崎米 三斗九升入 八百俵

内百俵飯米遣五月

此斛 三百式拾石

両二八斗六升五合かヘ

代金三百六拾兩式分ト拾壹匁六分

一武州新米 四斗入 八百俵

此斛 三百式拾石

両二九斗八升かヘ

代金三百式拾四両三歩ト七匁四分

一錢三貫八百式拾文 伊勢町内田カ五百四拾俵橋下小上チん取替

代金三分ト

十二月廿日分

始り

湯浅屋殿分

浅草駒形町

山田屋七郎兵衛

八匁七分

丑三月二日分

一金九両式分

正月二日分

十一匁

屋鋪納米掛り

六月廿日

十一匁

須原庄兵衛藏敷拏

拾匁五分

三月四日分

同

一金三兩ト壹匁五分 右同人

五月カ六月十二日迄

一金壹兩壹分

藏方祝義取替

メ金式拾六兩壹分

壹匁七分

延享元年江戸買米令史料

俵数メ千六百俵

斛高メ六百三拾弐石

代金メ六百八拾五両式分ト四匁

(四匁一三〇)

一拾六貫六百七拾四文 夕信桃ス曾文かへ

小上ヶはしけ

かゝりもの

壹俵十文也

此金四両ト武匁壹分

合金六百八拾九両式分ト六匁壹分

右ハ差引相済分

御藏前札さし行司

江原や佐兵衛

正木屋忠七

十一月四日
一相馬米 三斗六合入 五百俵

内壹石三斗六升四合引

此斛 百五拾壹石六斗三升六合

兩二九斗九升かへ

代金百五拾三両ト拾匁五リン

一 宮戸米 四斗五合入 四拾俵

内壹斗三升引

此斛 拾六石七升

兩二九斗九升かへ

代金拾六両ト拾三匁九分五リン

俵数メ五百四拾俵

斛高メ

代金メ百六拾九両壹分ト九匁

右之通内田へ相渡申候

此かゝり丑四月七日払湯浅屋へ渡仕切參ル
一 三貫八百式拾文 右米はしけ小上ちん

此金三分ト八匁七分

合金百七拾両壹分ト武匁七分

十月十三日

一 武州葛西米 三斗六升九合五匁入 百六拾俵

内百俵 此斛 五拾九石壹斗武升

内武拾四俵 三拾五両かへ

代金五拾九両ト七匁式分

一錢壹貫百式拾文 右はしけ

小上ヶ共 但し湯浅やニ而取替拵

此金壹分ト壹匁三分

金メ五拾九両壹分ト八匁五分

右金子相渡出入相済申候

伊勢町 内田権兵衛

内田権兵衛

御藏前札さし行司

三河屋清兵衛

右金子相渡相済申候

新田嶋町佐賀町
山敷治兵衛

蔵敷差引

新田嶋一色町

梶原屋庄兵衛藏鋪

一金五両壹分ト七匁 式番蔵・四番蔵 式戸前
九月廿九日迄

極月廿日迄
十二月晦日迄

始り

九月廿七日迄十二月廿日迄
一金壹両貳分 四匁 西七番

同断

一金貳両貳分 六匁 中東七番

同断

一金壹両貳分 四匁 中西七番

同断

一金貳両貳分 六匁 東四番

十月四日迄十二月廿日迄
一金貳両貳分 六匁 東四番

同断

一金貳両貳分 六匁 東三番

十一月朔日迄十二月廿日迄

一金壹両貳分 中東一番

メ金拾三両貳分ト拾壹匁
右ハ極月廿日湯浅や取替拵

丑正月吉日

一金貳両貳分 七戸前分蔵敷

メ右ハ三月二日湯浅や取替拵
一金七両貳分ト拾壹匁 藏敷

右ハ三月四月分、五月二日迄湯浅や取替
一金三両ト壹匁五分 藏敷

メ金貳両貳分
右ハ五月迄六月迄湯浅や取替

丑正月吉日初
一三両貳分 三月二日受取

金請取之控

一三百両 十月四日受取

一千両

一三百九拾両 同日受取

一五拾両三分

十月十二日受取

一五拾九両

十月十三日受取

一四百両

同十四日受取

一百五拾両

同晦日受取

一百六拾九両壹分
内六両壹歩 引メ金貳千五百拾四両貳歩也

右ハ三月四月分、五月二日迄湯浅や取替
一金三両ト壹匁五分 藏敷

メ金貳両貳分
右ハ五月迄六月迄湯浅や取替

延享元年江戸買米令史料

一三両或分	五月四日受取
一三両壹分	九月八日受取
一三両或分	七月十四日受取
メ金拾三両三分	十二月廿一日
金子払方之扣	一金五両壹分
十月四日	七匁
一金三百両	山敷
同	治兵衛
一金千両	湯浅や
十月六日	与右衛門殿渡ス
一三百九拾両	山田や 駒方
十月十二日	七郎兵衛殿渡
一五拾両三分	江原や 御藏前
武匁五リン	佐兵衛殿渡
十月十三日	一拾三両三分
一五拾九両ト	正月迄 九月迄
七匁式分	山敷
十月十四日	治兵衛へ渡ス
一四百両也	蔵敷
十月廿日	庄兵衛殿渡
一金百五拾両	右両人へ祝義
十一月四日	一式拾壹両壹分
一金百六拾九両壹分ト	五匁七分
内田 いせ町	メ金三拾六両壹分
九匁	式拾匁三分
權兵衛殿渡	兩年分
十一月廿日	商合
一金五百五拾壹両	金武千五百五拾壹両
湯浅屋	五匁三分
与右衛門殿渡	内
一金七百三両武分	一金千七百三両武分
右米壳代	十四匁九分
十一月六日	丑年賈米壳德之分
一金百四両壹分	一金百四両壹分
九匁	丑年賈米壳德之分

拾匁四分

二口

メ金千八百八兩ト

差引
拾匁三分

メ金七百四拾三兩ト

右之通ニ御座候
五匁